

事務連絡
令和3年3月8日

各位

国土交通省
自動車局

第56、57回新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた対応等について

令和3年2月26日に開催された第56回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が解除され、また、令和3年3月5日に開催された第57回新型コロナウイルス感染症対策本部において、1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に発令されている緊急事態宣言の対象期間が3月21日まで延長となり、「基本的対処方針」が改定されました。つきましては、別添1及び2について、貴傘下会員に対し周知するとともに、改めて基本的対処方針に基づく対策の徹底、テレワーク等の更なる強力な推進、その他感染拡大の防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしく願いいたします。

- 別添1 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について」
- 別添2 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「テレワーク等の推進について」